

平成15年11月12日  
農林水産省 消費・安全局

## 食品安全委員会への食品健康影響評価の依頼について

1. 農林水産省は、以下の案件について、食品安全委員会の意見を聴くこととした。
- (1) 「背根神経節を含むせき柱」に関して、牛海綿状脳症対策特別措置法に基づく焼却処理が義務付けられないとした場合における以下の措置について（別紙1）
    - 1) 飼料の基準・規格の改正について
    - 2) 肥料の公定規格の変更について
  - (2) 動物用医薬品の輸入販売の承認について（別紙2）
  - (3) 遺伝子組換え作物を含む飼料の安全性の確認について（別紙3）
  - (4) 豚由来肉骨粉等の鶏・豚・養魚用飼料利用の解除について（別紙4）

問い合わせ先：

消費・安全局 消費・安全政策課	TEL:03-3502-5722(直)
徳永(内3074)	TEL:03-3502-8111(代)
(肥料関係)	
農産安全管理課	TEL:03-3591-6585(直)
綿谷(内3123)	TEL:03-3502-8111(代)
(飼料関係)	
衛生管理課 薬事・飼料安全室	TEL:03-3502-8097(直)
矢谷(内3171)	TEL:03-3502-8111(代)
山野(内3173)	TEL:03-3502-8111(代)
(動物医薬品関係)	
衛生管理課 薬事・飼料安全室	TEL:03-3502-8097(直)
小野(内3165)	TEL:03-3502-8111(代)

## 肥料・飼料に係る「せき柱」のリスク管理措置について

1. 背根神経節を含むせき柱については、「背根神経節のリスクについてはせき髄と同程度」であり、「特定危険部位に相当する対応を講じることが適当」との食品健康影響評価の結果が示されたところ。

(「厚生労働省発食安第0701020号に係る食品健康影響評価の結果について」(平成15年9月11日府食第101号))

2. 国際動物衛生規約では、食品のみならず、飼料、肥料、化粧品、生物化学的製剤を含む医薬品、医療用具についても、BSEに対するリスクが中程度の国を原産とするものにあつては、6ヶ月令を超える牛の脳、眼、せき髄及び回腸遠位部に加え、新たに頭蓋及びせき柱が含まれてはならないとされているところ。

(国際動物衛生規約第2.3.13.19条)

3. これまで、日本においては、牛の頭部(舌及び<sup>ほお</sup>頬肉を除く。)せき髄及び回腸(盲腸との接続部分から2メートルまでの部分に限る。)については、特定部位とされ、牛海綿状脳症対策特別措置法によりと畜場における焼却が義務付けられているところ。

(牛海綿状脳症対策特別措置法第7条第2項、と畜場法施行規則第2条の2第16号)

4. 厚生労働省では牛せき柱を含む食品等の管理方法試案として、以下の二つの方法について検討しているところ。

### 【試案1】

最終的に消費者に販売される「食肉」については、牛のせき柱(BSE発生国としてOIEが公表した国・地域のもの)が含まれてはならない。なお、せき柱(同上)の除去にあつては、背根神経節による牛の枝肉及び食用に供する内臓の汚染を防ぐように処理しなければならない。

牛のせき柱(BSE発生国としてOIEが公表した国・地域のもの)を食品、添加物及び器具の製造に使用してはならない。

なお、ゼラチンについては、せき柱(同上)以外の骨の使用を含め基準の検討を行う。食用牛脂の不溶性不純物の規定については、せき柱の使用実態等を踏まえ、さらに検討を行う。

【試案 2】

背根神経節を特定部位に指定し、と畜場において背根神経節の除去及び焼却を義務付ける。

5．従って、背根神経節を含むせき柱について、特定部位と同じ【試案 2】の管理がなされるのであれば、と畜場における焼却がなされることになり、飼料、肥料などにせき柱が含まれることはない。

6．しかしながら、【試案 1】の管理がなされるのであれば、飼料、肥料について牛のせき柱が含まれないようにするため、以下の措置を適切に講じる必要がある。

(なお、牛由来の肉骨粉等については、既に飼料安全法に基づき飼料としての利用が禁止されている。)

(1) 飼料については、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第 3 条第 1 項に基づく基準・規格を改正し、

牛、めん羊、山羊及びしか用飼料については、いわゆるレンダリングにより製造される反すう動物由来油脂の使用を禁止する。

その他の家畜用飼料に用いられる動物性油脂には、牛のせき柱及び死亡牛に由来するものが含まれていないことを農林水産大臣が確認する仕組みを設ける。

(2) 肥料については、肥料取締法第 3 条第 1 項に基づく公定規格を変更し、肥料の原料に牛のせき柱及び死亡牛に由来するものが含まれていないことを農林水産大臣が確認する仕組みを設ける。

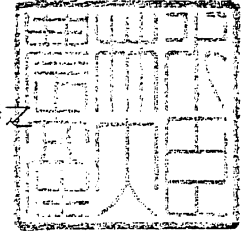


15消安第3366号  
平成15年11月11日

食品安全委員会

委員長 寺田雅昭 殿

農林水産大臣 亀井 善之



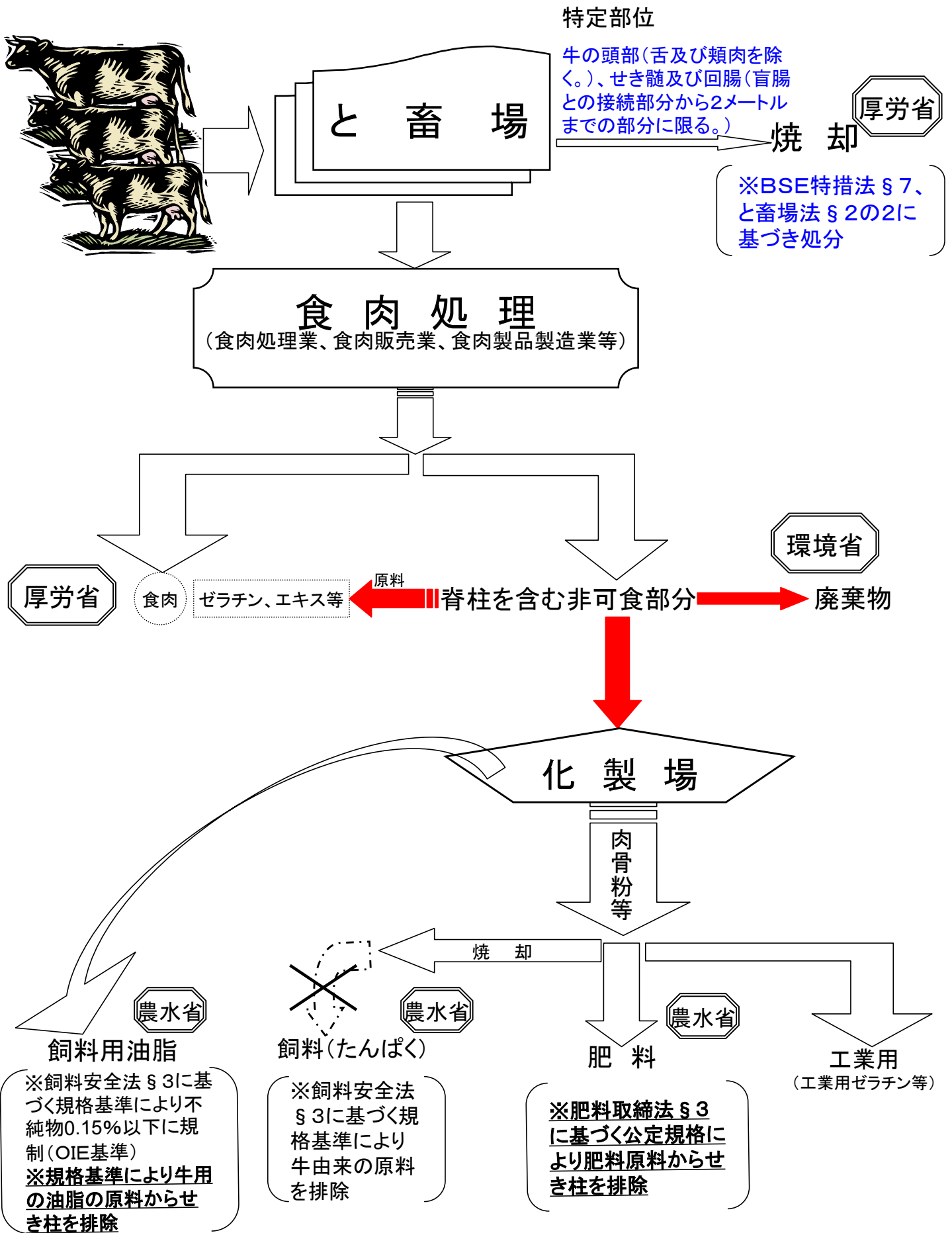
### 食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第3号及び第5号並びに同条第3項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

#### 記

1. 貴委員会において「特定危険部位に相当する対応を講じることが適当」とされた「背根神経節を含むせき柱」に関して、脳、せき髄等と異なり牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第7条第2項等の法令に基づく焼却処理が義務付けられないとした場合における飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第3条第1項に規定する飼料の基準・規格の改正について
2. 貴委員会において「特定危険部位に相当する対応を講じることが適当」とされた「背根神経節を含むせき柱」に関して、脳、せき髄等と異なり牛海綿状脳症対策特別措置法第7条第2項等の法令に基づく焼却処理が義務付けられないとした場合における肥料取締法（昭和25年法律第127号）第3条第1項に規定する肥料の公定規格の変更について

# 牛の脊柱の流れと規制措置(案)



※ 下線部が講じようとする措置。

## 動物用医薬品の輸入販売の承認について

### (1) 品目の概要

品名

牛用マンヘミア・ヘモリチカ1型菌不活化ワクチン(リスポバル)

主成分

マンヘミア・ヘモリチカ1型不活化菌

対象動物

牛

用法及び用量

1か月齢以上の健康な牛の頸部皮下に1回2mLを注射

効能又は効果

牛のマンヘミア・ヘモリチカ1型菌による肺炎の予防

マンヘミア・ヘモリチカとは、単独感染あるいは他の細菌等と複合感染し、牛等に肺炎を引き起こす細菌である。

### (2) 食品安全委員会への意見聴取事項

薬事法第83条第1項の規定により読み替えて適用される第23条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、動物用医薬品の輸入販売の承認に際しての食品健康影響評価

(食品安全基本法第24条第1項第8号に基づく法定諮問事項)

## 遺伝子組換え作物を含む飼料の安全性の確認について

### (1) 制度の仕組み

組換えDNA技術を応用した飼料については、平成15年4月1日から、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令及びこれに基づく組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手續を定める件(平成14年農林水産省告示第1780号)に基づき、その安全性についての確認を行うことが法的に義務付けられている。

安全性確認は、

- ア 構成成分等が既存の作物と比較して同等であること
  - イ 有害物質を産生しないこと
- 等の項目について行われる。

現在までに安全性が確認されているものは、飼料38品種(なたね15品種、とうもろこし11品種、大豆4品種、わた6品種、てんさい2品種)、飼料添加物4品目である。(平成15年7月1日現在)

### (2) 品目の概要

品目名

ラウンドアップ・レディー・テンサイ H7-1系統

使用方法

遺伝子組換え体でないテンサイと同様に、製糖後の副産物をビートパルプとして主に牛等用の飼料に用いる。

効能

除草剤グリホサート(商品名:ラウンドアップ)の影響を受けずに生育できる性質が付与されている。

グリホサートは、植物中の酵素と特異的に結合してその働きを阻害する。その結果、植物は必要なアミノ酸が合成できずに枯死する。H7-1系統はグリホサート存在下でも機能する酵素を発現する遺伝子を導入したものであり、除草剤グリホサートの影響を受けずに生育できる。
--

本品は、既に本年6月厚生労働省により食品としての安全性は確認済み。

### (3) 食品安全委員会への意見聴取事項

上記の品目に関する飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号)別表第1の1の(1)のチの規定に基づく安全性についての確認を行うに際しての食品健康影響評価

(食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条第1項第14号、食品安全委員会令(平成15年政令第273号)第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令(平成15年内閣府令第66号)第3号に基づく法定諮問事項)

## 豚由来肉骨粉等の鶏・豚・養魚用飼料利用の解除について

### (1) 経緯

ほ乳動物由来たん白質の飼料利用については、BSEの感染経路を遮断するため、平成13年10月15日以降、飼料安全法に基づく成分規格等省令により禁止しているところである。

そのうち、豚又は馬由来の肉骨粉、蒸製骨粉、加水分解たん白(以下「豚肉骨粉等」という。)については、そのもの自体はBSEの感染源とはならないものの、原料の収集・製造段階で反すう動物由来肉骨粉等が混入する可能性があることから、飼料利用が禁止されているものである。

平成14年9月に開催されたBSE技術検討会において、豚肉骨粉等がBSEの感染原因とならず、その飼料利用は問題とはならないが、その利用に当たっては反すう動物由来肉骨粉等の混入防止が確実に行われることが必要とされた。

### (2) 改正の概要

豚肉骨粉等のうち、反すう動物由来たん白質の製造工程と完全に分離された工程であることについて農林水産大臣の確認を受けた工程で製造されたもの(「確認済豚肉骨粉等」という。)については、豚、鶏、養魚用飼料として利用することを認めること。

また、既に飼料利用が可能な動物由来たん白質(確認済の豚由来血粉、血しょうたん白、チキンミール、魚粉等)と確認済豚肉骨粉等の原料を混合して製造された動物由来たん白質についても豚、鶏、養魚用飼料として利用することを認めること。

家きん由来たん白質については、既に飼料利用が認められている大臣確認済のチキンミール、フェザーミール、血粉及び血しょうたん白に加えて、農林水産大臣の確認を受けた工程で製造された蒸製骨粉及び加水分解たん白についても、豚、鶏、養魚用飼料として利用することを認めること。

上記及びの飼料については、誤用・流用を防止する観点から、牛等の飼料に混入しないよう保存するとともに、使用上及び保存上の注意事項を表示すること等を義務付けること。

### (3) 食品安全委員会への意見聴取事項

上記(2)について飼料安全法に基づく飼料の基準・規格を改正することに関する食品健康影響評価

(食品安全基本法第24条第1項第5号に基づく法定諮問事項)